

大和町まちづくり News 第15号

★1 四中跡地を活用する上での法規制等を確認しました

第32回大和町まちづくりの会では、第四中学校の状況と学校跡地活用の検討をするうえでの法規制等(都市計画法、建築基準法、都市公園法)について、主に以下のことを確認しました。

- ① 既存の学校施設の建築経過年数や、耐震補強の有無について
- ② 活用する上での法規制について
(建築基準法の高さ制限、公園として整備する際には都市公園法が適用される場合があるなど)
- ③ 新しい施設を建てる際に、法律で建築可能な建物(用途)が限られることについて

今後は、これらの法規制や条件等を踏まえて、跡地活用に関する検討を進めていきます。



施設	構造	建築年	高さ
校舎①	R C造	S37	17.3m
校舎②	R C造	S50	13.9m
体育館	S造	S34	7.0m

第32回「大和町まちづくりの会」概要

- 日時：令和元年12月17日(火)午後7時～8時45分
- 場所：大和区民活動センター洋室2・3号室
- 議題：四中跡地の活用について
- 主な意見：

- ・妙正寺川で隔てられた敷地は、橋を残して一体的に利用することが重要。東京都としっかり調整してほしい。
- ・既存施設はまだ使えるのではないか。区の方針や施設配置の考え方等を共有したうえで、検討することが必要である。
- ・規制ありきではなく、まずは必要な機能を検討することが重要。



当日の様子

第33回まちづくりの会の開催について

第四中学校跡地の活用に関する検討を進めていきます。次回は、下記の要領で開催予定です。傍聴も可能です。詳細は区のHPをご参照ください。

大和町まちづくりの会 🔍 検索

日時：令和2年2月18日/午後7時～ 場所：大和区民活動センター洋室2・3号室

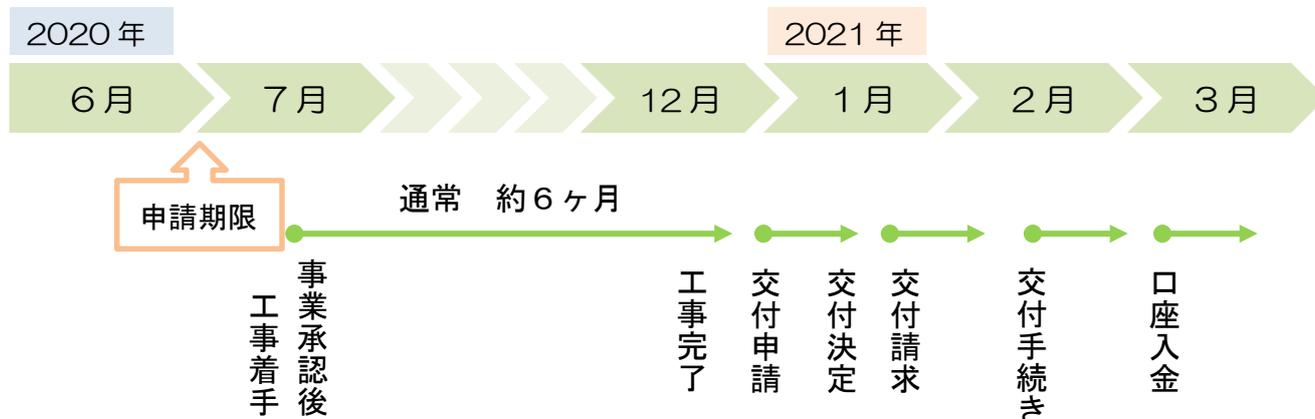
★2 不燃化特区補助制度の終了に関するお知らせ

中野区では「不燃化特区補助制度」を活用した、建築物の不燃化を推進する防災まちづくりに取り組んでいます。事業期間は令和3年(2021年)3月末までとなっております。

老朽建築物の建替え費や解体除却費の補助を受けるためには、工事着手前に申請していただく必要があります。下記の申請期限までに、余裕をもって申請頂きますようお願い申し上げます。

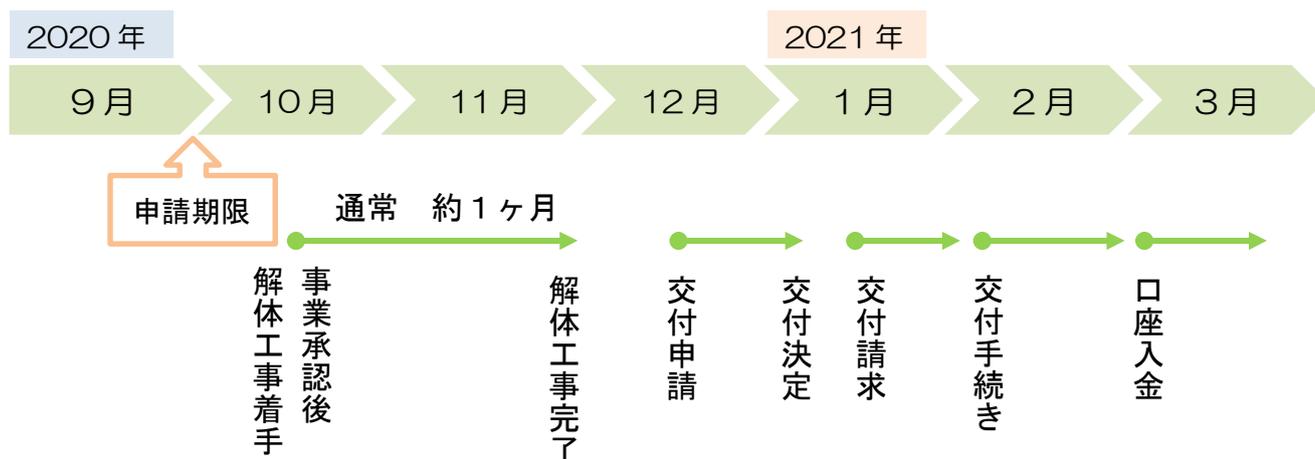
◆建替え費の補助について 申請期限：令和2年(2020年)6月30日

申請後のスケジュール(例) ※これまで申請された案件の平均的な期間を基に作成しています



◆解体除却費の補助について 申請期限：令和2年(2020年)9月30日

申請後のスケジュール(例) ※これまで申請された案件の平均的な期間を基に作成しています



問い合わせ先

中野区 まちづくり推進部 まちづくり事業課 大和町まちづくり係
電話：03-3228-8727(直通) / FAX：03-3228-8943